

令和8年2月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 ( 214 )	
地域名 (地域内農業集落名)	山後 (山後開拓、山後)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月11日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①担い手が不足している
- ②認定農業者等の高齢化が著しい
- ③農地が分散しており、集約が急務
- ④小区画、変形田が点在している

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・品目別の団地化を検討し、効率的な農業経営を目指す。
- ・野菜農家を育成し、生産から加工、販売までの6次産業化を集落で検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	270 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	270 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・集落の認定農業者等に集積・集約ができるように、話し合いの場を設け、農地交換等も含めて協議を行う。 ・集落で適正な農地管理ができるように、将来的に1～2地域法人の設立を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
悪条件の圃場は、必要に応じて、費用対効果を前提に検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業者の後継者確保と新規就農者発掘のためにJAや普及センター、土地改良区等と連携を図り、必要な情報提供ができるように、集落が主体となってきめ細かな支援を行いたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化および高齢化による作業の負担軽減のため、地域でカバーできない作業をJA新しいわて等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--